

第1日目（11月10日）

○**議会事務局長** おはようございます。議会事務局長の天津でございます。

本臨時会は一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職を行うこととなっております。年長の今井久美議員をご紹介します。

今井久美議員、議長席にお着き願います。

○**臨時議長（今井久美君）** ただいまご紹介いただきました今井久美であります。地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行わせていただきます。ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○**臨時議長** ただいまから令和7年第3回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

○**臨時議長** ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

また、新潟日报社より写真撮影、録音の願いが出ていますので、これを許可します。

[午前9時31分]

○**臨時議長** 臨時議長において進める議事日程につきましては、お手元に配付のとおりといたします。

○**臨時議長** 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

○**臨時議長** お諮りいたします。本臨時会は初議会でありますので、ここで議員の自己紹介をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。

○**議長** ただいまから仮議席番号順に番号と名前を読み上げますので、順次登壇の上、住所、氏名、職業程度の自己紹介をお願いいたします。

1番・神保貴雄君。

○**神保貴雄君** おはようございます。神保貴雄と申します。住まいは南魚沼市六日町の田中町になります。仕事はもともと家業の接骨院を15年ほどやったのですが、それから独立しまして、今は広告とかカメラ、写真の仕事をやっております。4年間必死で頑張っていたと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○**臨時議長** 2番・野口勉悠君。

○**野口勉悠君** おはようございます。名前は野口勉悠と申します。住まいは南魚沼市長崎、上田と呼ばれる場所になりまして、そこにありますお寺の住職をしております。たまにちょっとまぶしいことがあるかと思いますが、皆様方、なるべくやわらりと、どうぞこれから4年間よろしくお願いいたします。

○**臨時議長** 3番・笠原大輔君。

○**笠原大輔君** おはようございます。笠原大輔と申します。住まいは南魚沼市新堀新田で

ございます。職業は農業法人のほうをやっております。4年間謙虚な姿勢を忘れず頑張っ  
てまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長 4番・山田勝君。

○山田 勝君 おはようございます。山田勝と申します。住所は浦佐の鰹島地区になりま  
す。職業は建設業、配管業を29年ほど前から自営でやらせていただいております。4年間地  
域のために頑張ってまいりますので、よろしくお願い致します。

○臨時議長 5番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 おはようございます。黒岩揺光と申します。住まいは六日町の余川で、出  
身は浦佐になります。昨年までここにいたのですけれども、あることがあって自動失職にな  
って、またこちらに戻らせてもらいました。自分に1票入れてくれた方たちのことを常に考  
えながら、そして市民全体のことを考えながら、この4年間やっていきたいと思いま  
す。どうかよろしくお願い致します。職業は民宿経営になります。終わります。

○臨時議長 6番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 おはようございます。川辺きのいと申します。住まいは塩沢地域の岩之  
下というところ、山の上です。職業は議員。4年前に1期目の当選をさせていただきました、  
議員は今2期目となりました。市民の声をしっかりと聞きし、市民の声をしっかりと市政  
に届けられるように頑張りたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたしま  
す。

○臨時議長 7番・上村寿美子君。

○上村寿美子君 おはようございます。上村寿美子です。住所は五日町、行政区は寺尾。  
パート職員です。まだ始まったところで何も分かりませんが、母ちゃん議員、御用聞きとし  
て働きたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長 8番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 六日町欠之上の梅沢道男です。職業は議員一本ということで、また頑張  
っていききたいと思います。3期目になりますが、これまでの経験を糧にまた全力で取り組んで  
まいりますので、よろしくお願いいたします。

○臨時議長 9番・大平剛君。

○大平 剛君 皆様、おはようございます。東地区、茗荷沢の住人である大平剛です。4  
年間一生懸命頑張りたいと思っておりますので、また皆様にはよろしくお願いしたいと思  
います。

○臨時議長 10番・阿部一郎君。

○阿部一郎君 おはようございます。浦佐の阿部一郎でございます。今回初めて当選し、  
議員となりました。これから4年間、南魚沼市及び市民のため一生懸命務めてまいります。  
どうかよろしくお願いいたします。

○臨時議長 11番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 皆さん、おはようございます。六日町地域の東泉田区の目黒哲也と申しま  
す。3期目になります。新たな決意と覚悟で市民の負託に応えてまいりよう頑張っ  
てまいります。どうかよろしくお願いいたします。

○臨時議長 12 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 おはようございます。五日町在住の塩川裕紀と申します。4 期目当選させていただきまして、ここに立たせていただいております。またこれから4 年間、皆様と協力しながら市民の負託に応じて全力で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○臨時議長 13 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 おはようございます。中沢道夫です。住所は大巻地域の奥です。補選も含めて今回で4 期目になります。市民の声を市政に届けるために頑張っておりまして、またよろしく願いいたします。

○臨時議長 14 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 おはようございます。田中せつ子と申します。住所は大和地域の柳古新田です。今回4 期目となります。職業は9 年前から議員であります。4 期目になりますが、初心を忘れることなく市民の負託に応じてまいりたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○臨時議長 15 番は私、今井なのですが、一番最後に小澤さんの後でやらせてもらいたいと思っております。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 おはようございます。塩沢地域、君沢在住の寺口友彦であります。職業は学習塾経営、田んぼを少々やっております。6 期目となります。合併以来、議員を続けております。合併が市民にとって本当によかったと思えるような議員として務めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○臨時議長 17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 おはようございます。塩谷寿雄です。塩沢地域中之島、大里です。職業は飲食業を経営しております。私が30 歳のとき塩沢町議会議員に受からせていただきました。今50 歳となりました。市民の負託に応えられるよう取り組んでまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○臨時議長 18 番・中沢一博君。

○中沢一博君 皆さん、おはようございます。中沢一博と申します。南魚沼市五日町に住んでおります。小さな旅館業を営んでおります。議員になって20 年がたちました。本当に初心に戻って、また全力で市民の負託に応えるべく頑張っておりまして、皆様方、またご指導のほどよろしく願いいたします。

○臨時議長 19 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 石打地区、関の牧野晶です。議員をやって24 年と半年ぐらいになります。本当に今一番、私がこの4 年間で大事にしたいのは人手不足対策かと思っております。一生懸命頑張っておりますので、市を盛り上げていきたいと思います。お疲れさまです。

○臨時議長 20 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君　おはようございます。旧大和町、一村尾出身です。家では2ヘクタールほどの農業をやっております。今回、市民からいただいた票を常に背中に背負っているのだという思いで4年間頑張らせていただきます。よろしく願いいたします。

○臨時議長　21番・桑原圭美君。

○桑原圭美君　おはようございます。桑原圭美です。5回目の当選をさせていただきました。初心を思い出して、忘れることなく4年間頑張っまいます。よろしくご指導ください。

○臨時議長　22番・小澤実君。

○小澤実君　おはようございます。小澤実です。旧大和町、東地区、茗荷沢新田であります。農業をやって50年経過しました。初心忘れず、一生懸命また取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いします。

○今井久美君　では、最後になりますが、15番・今井久美であります。住んでいるところは五十沢地区の津久野に住んでいます。8年ぶりでこの場所に帰ってまいりました。8年ぶりですが、選挙戦中いろいろな声を聞かせてもらいました。ぜひそれを市政の中で反映させていきたいと思えます。職業は国会議員の秘書をしていたのですが、9月いっぱい退職してこの選挙に臨んできました。一生懸命頑張りますので、よろしく願いいたします。

○臨時議長　以上で、議員の自己紹介を終わります。

○臨時議長　ここで、林市長からご挨拶をいただきたいと思えます。林市長、よろしく願いします。

市長。

○市長　ただいま紹介いただきました、市長の林茂男でございます。まずは本日ここに参集されました市議会議員の皆様にお心からお祝いを申し上げたいと思っております。激しい選挙戦を制して選出された議員の皆さんの思いはそれぞれに強いものがあろうかと思えます。選挙期間中、皆様の政策の訴え、ときには演説も含めて大変関心を持って私も見つめておりました。

私は市長として3期目の2年目を迎えようとしております。議員の時代も含めると、平成21年にこの議場に入りました。その後、市長となっております。初めての日の緊張感を忘れたことは――いまだに思い出されるところではありますが、今日は皆さんいかがでしょうか。この議場に新しく議員として、また継続して議員に臨まれている22名の皆様の前に立ちまして、私も気持ちを新たにして頑張らなければならないという思いと、また勇気が湧いてきているところでもあります。

さて、市政運営では常に様々な課題に直面しております。人口減少と少子高齢化はもとよりであります。新ごみ処理施設の建設、また医療の再々編など、枚挙にいとまがありません。そのため現在は、幸いにして全国の皆様からご支援をいただいているふるさと納税も活用しながら、できる限り課題や負担を将来世代、未来に先送りしないように様々な事業を展開しているところであります。

加えまして、高齢化社会における公共交通や昨今の社会情勢の変化に伴う観光事業の在り方などは様々な課題を含んでおりまして、将来に向けて避けられない大きな課題であると考えているところであります。これらに具体的に取り組むために10月7日、次世代交通推進本部、もう一つ、観光戦略推進本部を発足させてもらいました。いずれも私が本部長として先頭に立ちながらという姿勢も見せながら、全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

市長と議員、それぞれ立場は異なりますけれども、市民生活の向上、また市政の発展を目指すという気持ちは同じだと考えております。ここで生まれ暮らす、中には戻ってこられた方や、また移住された方もおられると思います。南魚沼市に住まう市民の皆さんがそれぞれのすばらしい人生を全うできる、そういうまちをつくらんがため、私たちは今ここにあるのだと思っております。市の執行部と議会の両輪で真摯に熱い思いを持って臨み、議論を交わしながら、よりより南魚沼市をつくってまいりたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

むすびといたします。議員活動は激務であります。ぜひ、健康にご留意され、ご尽力いただくことを心から祈念申し上げ、私からの皆様へのお祝いの言葉に代えさせていただきます。どうか4年間よろしく願いします。

○臨時議長 市長、どうもありがとうございました。

○臨時議長 次に、市管理職員の紹介を総括副市長からお願いいたします。

総括副市長。

○総括副市長 おはようございます。総括副市長を拝命しております南雲でございます。どうぞよろしく願いいたします。議員各位におかれましては、このたびのご当選、本当におめでとうございます。お祝いを申し上げますとともに、健康にご留意され、ご活躍されることをご祈念申し上げます。

それでは、初議会でございますので、執行部、行政委員会の幹部職員を紹介させていただきます。私の隣でございますが、小高特命副市長でございます。

○特命副市長 特命副市長の小高でございます。よろしく願いいたします。

○総括副市長 次に、片桐総務部長でございます。

○総務部長 総務部長の片桐克己といたします。どうぞお願いいたします。

○総括副市長 次に、平賀市民生活部長でございます。

○市民生活部長 市民生活部長の平賀慎一郎と申します。よろしく願いします。

○総括副市長 南雲福祉保健部長でございます。

○福祉保健部長 福祉保健部長の南雲利和と申します。よろしく願いします。

○総括副市長 腰越産業振興部長でございます。

○産業振興部長 産業振興部長の腰越勝利です。どうぞよろしく願いします。

○総括副市長 後列に移ります。上村秘書広報課長でございます。

○秘書広報課長 秘書広報課長の上村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

- 総括副市長 宮崎総務課長でございます。
- 総務課長 総務課長の宮崎です。よろしくお願いします。
- 総括副市長 中島財政課長でございます。
- 財政課長 財政課長の中島健と申します。よろしくお願いいたします。
- 総括副市長 見留企画政策課長でございます。
- 企画政策課長 企画政策課長の見留と申します。よろしくお願いいたします。
- 総括副市長 続きまして、議長席に向かひまして右側、前列でございます。岡村教育長でございます。
- 教 育 長 教育長の岡村秀康でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 総括副市長 次の席、外山病院事業管理者でございます。
- 病院事業管理者 病院事業管理者の外山と申します。よろしくお願いいたします。市民病院の院長も兼ねております。
- 総括副市長 次に、片桐代表監査委員でございます。
- 代表監査委員 市の監査委員の片桐と申します。よろしくお願いいたします。
- 総括副市長 南雲建設部長でございます。
- 建設部長 建設部長の南雲久仁之と申します。よろしくお願いします。
- 総括副市長 上村上下水道部長でございます。
- 上下水道部長 上下水道部長の上村栄二と申します。よろしくお願いします。
- 総括副市長 笛木消防長でございます。
- 消 防 長 消防長の笛木浩明と申します。よろしくお願いいたします。
- 総括副市長 後列に移りまして、高橋教育部長でございます。
- 教育部長 教育部長の高橋悟でございます。よろしくお願いいたします。
- 総括副市長 関病院経営管理部長でございます。
- 経営管理部長 経営管理部長の関睦と申します。よろしくお願いいたします。
- 総括副市長 中澤会計管理者でございます。
- 会計管理者 会計管理者の中澤恵と申します。よろしくお願いいたします。
- 総括副市長 なお、本日、議場には出席しておりませんが、議案審議等で担当課長の出席がでございます。議席に名簿を配付してございますので、よろしくお願いいたします。

最後に私ども執行部、気持ちを新たに執行に当たってまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、執行部、管理職員の紹介を終わります。

- 臨時議長 総括副市長、どうもありがとうございました。
- 臨時議長 ここで暫時休憩といたします。

[午前 10 時 03 分]

- 臨時議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

[午前 10 時 11 分]

○臨時議長 日程第2、選挙第1号 議長の選挙についてを行います。議会事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、朗読いたします。選挙第1号 議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により、南魚沼市議会議長を選挙する。令和7年11月10日提出。南魚沼市議会臨時議長・今井久美。

以上でございます。

○臨時議長 選挙は投票で行います。

○臨時議長 議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長 ただいまの出席議員数は22名であります。

○臨時議長 次に、立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に仮議席番号1番・神保貴雄君、2番・野口勉悠君を指名いたします。

〔「1番、了承」「2番、了承」と叫ぶ者あり〕

○臨時議長 投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。それでは、投票用紙の配付をお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

○臨時議長 投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

異常なしと認めます。

○臨時議長 ただいまから投票を行います。仮議席番号1番の議員から順次投票してください。

〔投票〕

○臨時議長 投票漏れはありますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

○臨時議長 開票を行います。神保貴雄君、野口勉悠君、開票の立会いをお願いします。

〔神保貴雄君及び野口勉悠君立会いの上、開票〕

○臨時議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数22票、有効投票20票、無効投票2票、この選挙の有効投票のうち、塩川裕紀君18票、黒岩揺光君2票。

この選挙の法定得票数は5票であります。したがって、塩川裕紀君が議長に当選されました。

た。

○臨時議長 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長 ただいま議長に当選されました塩川裕紀君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、議長当選の告知をいたします。

○臨時議長 議長に当選されました塩川裕紀君から挨拶をお願いいたします。

12番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 ただいま多くの方々からご支持をいただきまして議長に選任されました塩川裕紀です。よろしくをお願いいたします。高市総理のように、働いて働いて働いてまでは行かないかも分かりませんが、思いはそんなつもりで取り組んでいきたいと思っております。皆様と南魚沼市をよくしていこうという思いは一緒だと思っておりますので、南魚沼市議会一丸となって明るい未来へ進んでいきたいと思っております。何とぞご協力をよろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○臨時議長 塩川議長、おめでとうございます。議長席にお着き願います。

これをもって、臨時議長の職務は全て終了いたしました。皆様のご協力に大変感謝申し上げます。ありがとうございます。

〔拍手〕

〔議長交代〕

○議長（塩川裕紀君） それでは、暫時休憩といたします。

〔午前10時25分〕

○議長 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前10時27分〕

○議長 長 お諮りいたします。本日の追加議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程（第1号の追加）としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程（第1号の追加）とすることに決定いたしました。

○議長 長 日程第1、議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席の仮議席をそのまま本議席として指定いたします。

○議長 長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号3番・笠原大輔君及び4番・山田勝君の両名を指名いたします。

〔「3番、了承」「4番、了承」と叫ぶ者あり〕

○議長 長 日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。本臨時会の会期は、本日11月10日の1日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 11 月 10 日の 1 日間と決定いたしました。

○議 長 ここで、議会事務局長から発言を求められておりますので、これを許します。

議会事務局長。

○議会事務局長 次の、日程第 5、選挙第 2 号から日程第 12、選挙第 4 号までと、日程第 16、発議第 6 号の配付案件につきましては、議長の氏名が記入されておられません。各自、当該箇所に「塩川裕紀」と議長名を記入いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議 長 日程第 4、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 ここで暫時休憩といたします。

〔午前 10 時 29 分〕

○議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

〔午前 10 時 36 分〕

○議 長 日程第 5、選挙第 2 号 副議長の選挙についてを行います。議会事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、朗読いたします。選挙第 2 号 副議長の選挙について。地方自治法第 103 条第 1 項の規定により、南魚沼市議会副議長を選挙する。令和 7 年 11 月 10 日提出。南魚沼市議会議長・塩川裕紀。

以上でございます。

○議 長 選挙は投票で行います。

○議 長 議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議 長 ただいまの出席議員数は 22 名であります。

○議 長 次に、立会人の指名を行います。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に議席番号 5 番・黒岩揺光君及び 6 番・川辺きのい君を指名いたします。

〔「5 番、了承」「6 番、了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に副議長として適任と思われる方の氏名を記載願います。それでは、投票用紙の配付をお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

○議 長 投票箱を点検いたします。

[投票箱の点検]

異常なしと認めます。

○議 長 ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順次投票してください。

[投票]

○議 長 投票漏れはありますか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

○議 長 開票を行います。黒岩揺光君及び川辺きのい君、開票の立会いをお願いいたします。

[黒岩揺光君及び川辺きのい君立会いの上、開票]

○議 長 投票の結果を報告いたします。

投票総数 22 票、有効投票 20 票、無効投票 2 票です。有効投票のうち、中沢一博君 13 票、梅沢道男君 5 票、神保貴雄君 2 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定投票数は 5 票であります。したがって、中沢一博君が副議長に当選されました。

[拍手]

○議 長 議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議 長 ただいま副議長に当選されました中沢一博君が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

○議 長 副議長に当選されました中沢一博君から挨拶をお願いいたします。

18 番・中沢一博君。

○中沢一博君 ただいまご紹介賜りました中沢一博と申します。ただいま多くの皆様より副議長という大任をご推薦いただきまして、本当にありがとうございました。今南魚沼市議会として多くの難題が山積みになっているのは事実であります。議員お一人お一人の力を借りながら、また執行部と共に邁進してまいりたいと思っております。副議長は議長の補佐役であります。議会の公平さを正して、そして議会の運営に邁進してまいりたいと思っております。今後ますますの皆様方のご指導を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

[拍手]

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説

明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第6、発議第5号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

22番・小澤実君。

○小澤 実君 発議第5号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正について、提案理由を説明申し上げます。

このたびの選挙結果を受け、5つの会派が結成されました。各種の比例配分の算定方法を参考に、会派の代表者で協議した結果、議会運営委員会の定数を9人に変更し、委員会を運営していただくことになりましたので、委員会条例の一部改正を行うものであります。

3ページをご覧ください。第4条第2項に規定している議会運営委員会の委員定数を7人から9人に改め、施行日を公布の日からとしたいものであります。会派代表者会議で審査し、全会一致でありました。全員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第5号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第7、報告第6号 常任委員会委員の選任についてを行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長においてお手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。

以上で、報告第6号 常任委員会委員の選任についてを終わります。

○議 長 日程第8、報告第7号 議会運営委員会委員の選任についてを行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長にお

いてお手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。

以上で、報告第7号 議会運営委員会委員の選任についてを終わります。

○議 長 ここで、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選のため、休憩といたします。再開を13時30分といたします。

[午前10時54分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時29分]

○議 長 日程第9、報告第8号 常任委員会の正副委員長の選任についてを行います。議会事務局長に報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、報告第8号 常任委員会の正副委員長の選任についてご報告いたします。報告第8号の表の空欄部分に各自ご記入をお願いいたします。敬称は省略させていただきます。

総務文教委員会委員長・梅沢道男、副委員長・阿部一郎。産業建設委員会委員長・牧野晶、副委員長・笠原大輔。社会厚生委員会委員長・田中せつ子、副委員長・山田勝。

以上でございます。

○議 長 常任委員会の正副委員長については、議会事務局長の報告のとおりであります。

ここで、各常任委員長から挨拶をしていただきます。まず、総務文教委員長・梅沢道男君。  
総務文教委員長。

○梅沢総務文教委員長 ただいま報告のありましたとおり、総務文教委員長に選任されました梅沢道男です。総務文教委員会、今も行われている少子高齢化に伴う学校統廃合の問題ですとか、教育現場の問題、それから多くの公共施設の今後の統廃合や整理の問題、これら多くの問題を抱えているわけですけれども、また委員各位からご協力をいただきながら、そしてきちんと委員会の中でそれぞれの問題に対する調査等を行いながら、少しでもまた市政の前進に向けて総務文教委員会一丸となって頑張っていきたいと思っています。また、議員の皆様各位からのご協力もよろしくお願ひしたいと思います。

以上とします。

○議 長 次に、産業建設委員長・牧野晶君。

産業建設委員長。

○牧野産業建設委員長 このたび産業建設委員長に選任された牧野晶です。委員の皆様の声聞いて、市の産業の発展に尽くしていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議 長 次に、社会厚生委員長・田中せつ子君。

社会厚生委員長。

○田中社会厚生委員長 このたび社会厚生委員長に選任されました田中せつ子でございます。これまで9年間、社会厚生委員会の委員として務めてまいりました。そのうち6年間は

副委員長を務めてまいりました。今回、委員長となりましたので、精いっぱいまた頑張っていきたいと思っております。

社会厚生委員会のほうの担当は、医療、介護、福祉、保育、そしてごみ処理場、地下水問題、本当に市民の日々の暮らしに直結した課題を調査しております。十分に委員の皆さんから意見を出して、そして議論が尽くされるように委員会をまとめていきたいと思っております。どうかよろしくお願ひいたします。

○議 長 以上で、報告第8号 常任委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

○議 長 日程第10、報告第9号 議会運営委員会の正副委員長の選任についてを行います。議会事務局長に報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、報告第9号 議会運営委員会の正副委員長の選任についてご報告いたします。敬称は省略させていただきますので、各自記入をお願いいたします。

委員長・目黒哲也、副委員長・塩谷寿雄。

以上でございます。

○議 長 議会運営委員会の正副委員長については、議会事務局長の報告のとおりであります。

ここで議会運営委員長・目黒哲也君から挨拶をしていただきます。

議会運営委員長。

○目黒議会運営委員長 先ほど開催されました議会運営委員会におきまして、委員長に選任いただきました目黒哲也でございます。塩川議長、中沢副議長と連携しまして議会が円滑に運営できるよう努めてまいり所存でございます。議員各位には何とぞご協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長 以上で、報告第9号 議会運営委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

○議 長 日程第11、選挙第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを行います。

○議 長 お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

○議 長 お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

○議 長 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に田中せつ子君を指名します。

○議 長 お諮りいたします。ただいま議長が指名しました田中せつ子君を、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。ただいま指名しました田中せつ子君が、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

○議 長 ただいま新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました田中せつ子君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

○議 長 日程第 12、選挙第 4 号 魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の選挙についてを行います。

○議 長 お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

○議 長 お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

○議 長 魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に田中せつ子君を指名します。

○議 長 お諮りいたします。ただいま議長が指名しました田中せつ子君を、魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。ただいま指名しました田中せつ子君が、魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に当選されました。

○議 長 ただいま魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に当選されました田中せつ子君が議場におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

○議 長 日程第 13、第 20 号報告 専決処分した事件の承認について（公用車両事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 20 号報告 専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。

本報告は、令和 7 年 8 月 8 日に燕市において発生した公用車両の事故における和解、並びに損害賠償の額の決定について専決処分とさせていただいたもので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会の承認をお願いするものです。

本件は、燕市で開催された燕市・南魚沼市プラットフォーム会議に参加する職員を乗せ、

燕市に向かった公用車両の大型バスが会場である燕市中央公民館入り口に侵入しようと右折したところ、左サイドミラーが前方左手の相手方建物のひさしに接触し、ひさしとひさしが取り付けられている外壁部分、及び附属する雨どいと換気扇に損傷を与えたものです。運転者は市職員の運転員です。なお、人的被害はありませんでした。

この事故は当方の 100%の過失であり、損害賠償の額も大きく、迅速な示談と支払い手続を行いたいことから、9月29日付で専決処分とさせていただいたものです。

3 ページの専決処分書をご覧ください。1 の事故の概要につきましては、今ほど説明したとおりでございます。

2 の和解及び損害賠償の相手方は、市外在住者——燕市の方です。

3 の損害の額は、77 万 4,928 円です。

4 の事故の責任割合は、市が 100%。

5 の和解の要旨は、市が相手方に損害額を支払うことで和解し、以後一切の債権債務関係がないことを確認するものです。

なお、相手方への賠償及び公用車両の損害につきましては、市が加入する全国市有物件災害共済会の自動車損害共済で対応しております。以後、このようなことがないよう、職員には一層の注意喚起を図ってまいります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認め、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認め、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 20 号報告 専決処分した事件の承認について（公用車両事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 20 号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

○議 長 日程第 14、第 102 号議案 南魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び南魚沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求め

ます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 102 号議案 南魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び南魚沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

この件名の 2 つの条例が引用しております児童福祉法について、その一部を改正する法律が令和 7 年 10 月 1 日に施行されたことにより、この条例中で引用している条項にずれが生じますので、一部改正を行うものであります。

内容としましては、南魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 12 条の虐待等の禁止、及び南魚沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 13 条の虐待等の防止において、引用していた各号において、具体的な虐待行為を規定しております児童福祉法第 33 条の 10 に、これまでなかった所轄の行政庁に関わる第 2 項の規定、もう 1 項は審議会等につきまして規定している第 3 項、この 2 つが新設されました。そこで従来の第 33 条 10 各号の規定を引用する場合には、改めて第 33 条の 10 第 1 項各号と表記する必要があるものです。

議案 3 ページ、新旧対照表をご覧ください。南魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第 12 条中、現行の下線部、法第 33 条 10 各号を改正案の下線部、法第 33 条の 10 第 1 項各号に改めます。

同様に、南魚沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第 13 条中、現行の下線部、法第 33 条の 10 各号を、同じく改正案の下線部、法第 33 条の 10 第 1 項各号に改めます。

議案 1 ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行する souhait いたしております。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認め、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認め、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 102 号議案 南魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び南魚沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する

る基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 102 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 103 号議案 南魚沼市監査委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第 117 条の規定によって、小澤実君の退場を求めます。

〔小澤実君退場〕

○議 長 本案について提案理由の説明を求めます。  
市長。

○市 長 それでは、第 103 号議案 南魚沼市監査委員の選任につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

このたび議会議員のうちから選任する監査委員としてご尽力いただきまいりました黒滝松男氏が、令和 7 年 10 月 31 日をもって任期満了となりました。後任の監査委員の選任につきまして、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、ご同意をお願いしたいものであります。

議案にありますように、小澤実氏を選任したいものであります。小澤実氏の経歴につきましては資料のとおりであります。平成 21 年 11 月から南魚沼市の議会議員をお務めいただいております。なお、任期につきましては、令和 7 年 11 月 10 日から議会議員としての任期中であります。

よろしくご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

5 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3 点お伺いします。まず 1 点目です。今回小澤議員を監査委員にされることで、任期の 4 年間で監査としてどういった成果を期待されているのかをお伺いします。これは 1 点目です。

2 点目です。自治体によっては、議員から監査委員を選ぶということは既にやめている自治体が増えておりますが、南魚沼市は依然として議会議員から選任の監査委員の推薦を求め続けていることに関しての理由を教えてください。議員から監査委員を選ぶことでどういったプラスが得られていると思っているのか。

3 点目でございます。当然、小澤議員の業務には議会事務局の監査も含まれます。小澤議員は 4 年間議長を務められていた。これまでも議長経験者、今回 3 人連続になりますが、監査委員を求められております。ご自身が議長を 4 年間やられたときの議会事務局の監査を、しっかりとした中立性を持った監査ができていると思われているかどうかをお尋ねします。

以上、3 点になります。

○議 長 総括副市長。

○総括副市長 3 点ご質問ありました。まず、1 点目の小沢議員の 4 年間の成果何をとい

うことですが、これは私が言うまでもなく地方自治法にあります監査機能を中立強化ということで行政体のチェックをしていただくという、簡単に言うとそういうことですが、内容については非常に重い役職、役目であると思います。成果といふとなかなかこの場で何をというのを細かくはあれなのですが、地方自治法にある要旨に基づいての成果ということになるかと思えます。

2番目、議会議員からなぜというご質問であります。これも地方自治法の本則による選出ということで、ただし書きでそうではないというようなものもあるのですが、私どもの条例につきましては、地方自治法の本則による選出ということのみで特にただし書きの内容をうたってございません。今まで何ら不都合はなかったということで、私ども執行部、あるいは議会側からも、この条例についての改正議案が上程されなかったということで、今の条例にはありませんので地方自治法に戻るのでありますが、地方自治法によって議会からの選出があるということで、2名体制だということです。

3番目、議会事務局の監査もする。それは当然の話でございます。議会事務局の監査も当然するのですが、監査委員としての視点でするわけでありまして、お一人ではありません。独任制でそれぞれでございますので、そういった意味では厳しい監査をしていただけるものだということで、先ほどのご質問に触れるのですが、成果といひますか、成果といひ言ひ方はちょっとあれなのですが、そういうことをご期待申し上げるといふようなこととあります。

以上です。

○議長 長 5番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3点、再質問させていただきます。1点目、4年間の成果に関してですが、今副市長がおっしゃったチェックとか、当然独立性を持った視点から不正や税金の無駄遣いなどをチェックするのが監査の役割、それが求められる成果であると考えますが、これまで議員から推薦を求め続けてきた監査はこれまでどういった成果が上げられてきたか。もし何かしらそういった成果が上げられてきた事例などがありましたら、お知らせください。

2点目です。地方自治法と市の条例に関連して今回議員からの推薦を求めているという答弁でしたけれども、南魚沼市の監査委員条例は2名選出すると書かれているだけで、議会から推薦というのは一文字も書かれておりません。なので、この条例によれば議会から推薦をする必要はないと、私、読み取れていますが、副市長の見解としては、この条例の中に議会から選ぶべきというふうにはここは読み取れているということによろしいでしょうか。

3点目でございます。議会事務局の監査に関して、1人でやっているわけではなくて、もちろん中立な視点でやっていただいているということではあるのですが、独立性を持った視点でチェックするという意味では、議会から推薦を得るよりは、他の自治体がやっているように外部の方にやってもらったほうが、より独立性を持った形でチェックをしていただけるというふうな考えはなかったのでしょうか。

以上、3点になります。

○議 長 総括副市長。

○総括副市長 再質問3点いただきました。最初の事例、この場で事例と言うのもなかなか、今ひも解いてというのを申し上げられないというところがありますけれども、やはり今まで議員選出の方の監査委員につきましても、私も職員時代何回も監査を受けました。いろいろな視点でやはり経験豊富な方々ですので、厳しい視点での監査、こちらがちょっと答弁に窮するような、そういった監査内容もございました。特に議員選出だからといって、黒岩議員がそうではないと言われますけれども、我々はそういうことではなく、議員選出だからなおさら議会議員の役目の一つに行政監視機能というのが最大の議会の役割としてあります。その議会からの選出の議員の方でありますので、何も問題ないというふうに思います。

2つ目、監査委員条例第2条のことを言われていると思うのですが、監査委員の定数は2人です。それ以外はないので、議会から選出すべきではないのではないかと、これは法令の体系において、条例になれば当然その根拠の法令に基づくということがあります。あえてここへ2人とするというふうにあるのですが、議会議員からの選出が搭載されていないのは、地方自治法に戻るという法令体系によって、地方自治法第196条にありますように議員のうちからこれを選任するというふうにございます。これを適用して今回に至ったということでもあります。

それから、3番目の外部委員ということですが、これはやはり最初のご質問のときにも若干申し上げましたが、地方自治法の本則による選出ということでありまして、何ら今まで不都合がなかったということでもあります。そして条例改正が我々執行部側から、あるいは議会側、双方からその改正議案が上程されなかったということは、先ほど申し上げた何ら不都合なかったということの逆証明になるのではないかと思います。今のところといいますか、条例はそこもただし書きが記載されていないということで、外部委員にはっていないということでもあります。

以上です。

○議 長 5番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 では最後、2点だけ再質問いきます。1点目の先ほどの副市長の答弁は、行政の監視機関である議会議員から選出しているがゆえに、同じ役割である監査を務めていただくのは何ら問題がない。行政の監視機関である議会から選出する。だから問題がないという答弁でしたけれども、議員が監査委員になるときに一つの制約がかかります。監査委員として業務上知り得た話をもとに議会で質問してはいけないという法則がございます。つまり、本来議会として監査役、チェック機能を果たすべき議員が別のチェック機構に移ることによって、議会での活動に制約がかかってしまう。

実際これまでの監査委員をやられている議員の方たちは、一般質問の回数が監査委員になったとたんに激減しております。なので、先ほど副市長の答弁の、行政の監視役である議会から選出することは、同じ役割を持つ監査委員であることに何も問題がないということに関して、今の監査委員になることによって、少し議会での議員の制約に係る部分もあるのでは

ないかということに関してどう見解を持っていますか、ということです。

2点目です。これまで議会から推薦を求めることに対して特に不都合がなかったというふうにおっしゃいますけれども、その不都合というのはいろいろな解釈ができます。監査委員の人たちの役割というのは、要するに行政の嫌な部分があるときはさらけ出さなければいけない任務であります。不正であったり税金の無駄遣いであったり、副市長のおっしゃる不都合がなかったというのは、不正や税金の無駄遣いをたくさん出してくれたことで、不都合がなかったという意味なのか。特に不都合がなかったというのは、行政側にとって不都合がなかったというのは、そういった不正とかそういうことがそこまで出てこなかったから不都合がなかったという意味なのか。不都合がなかったという見解に関してもうちょっと詳しく、不都合がなかったという意味では、監査としての役割を十分に果たしてくれたという意味で、不都合がなかったということによろしいかどうか、お願いします。

○議 長 総括副市長。

○総括副市長 再々質問の1つ目ですけれども、質問がなかった。それは言われるとおりの監査に関するそういった例規がございますので、それについては秘匿義務があります。それ以外のところで当然、一般質問やあるいは予算、決算ということで質問はされるだろうということもあります。また、監査委員になられることによりまして、もっと個々の案件、例えば予算について款項目それぞれにそういった掘り下げた監査というのが可能であるということがあろうかと思えます。特に議会からの選出の方が監査委員になられることによって、監査内容を甘くするというようなことは決してないというように思います。ですので、議会の皆様から選出されたその方は非常に重い役職、役目だというふうに思います。

2つ目ですけれども、不都合がなかった。これは先ほど申し上げたとおり、私も職員時代、議会選出の方から監査を受けました。非常に厳しい監査、そういった意味では市民の目線に立って、厳しい監査をしていただいている。私どもにとっては厳しいのでなかなかなのですけれども、そういった監査をしていただいていますので、特に不都合という言葉はちょっと、適当なのかどうか、今言ってしまったのですけれども、そういうニュアンスで取っていただければ。非常に厳しい監査をしていただいているということでございます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認め、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認め、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第103号議案 南魚沼市監査委員の選任について、本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 103 号議案は原案のとおり同意すること決定いたしました。

○議 長 小澤実君の入場を認めます。

〔小澤実君入場〕

○議 長 日程第 16、発議第 6 号 南魚沼市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

22 番・小澤実君。

○小澤 実君 発議第 6 号 南魚沼市議会会議規則の一部改正について、提案理由を申し上げます。議会だよりの編集・発行については、前任期までは特別委員会としておりましたが、このたび体制の見直しを行い、今任期からは会議規則第 166 条に規定する協議等の場に設置して活動していくため、会議規則の一部改正を行うものであります。

3 ページをご覧ください。協議等の場は別表に定めておりますが、その表に議会広報編集委員会を加えます。表の左から名称、目的、構成員、招集権者という内容であります。また、施行日を公布の日からとしたいものであります。

会派代表者会議で審査し、全会一致でありました。全員のご賛同をよろしく願います。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認め、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認め、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 6 号 南魚沼市議会会議規則の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第 6 号は原案のとおり可決されました。

○議 長 暫時休憩といたします。

〔午後 2 時 07 分〕

○副 議 長（中沢一博君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 2 時 09 分〕

○副 議 長 塩川議長から、総務文教委員会委員の辞職願が提出されているため、議長を交代いたしました。

○副 議 長 お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしました、許可第1号 議長の常任委員会委員の辞任について、及び議員の派遣について、並びに閉会中の継続調査申出についてを日程に追加し、議事日程（第1号の追加2）として、直ちに日程及び議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、許可第1号 議長の常任委員会委員の辞任について、及び議員の派遣について、並びに閉会中の継続調査申出について、追加日程第1から追加日程第3とし、直ちに日程及び議題とすることに決定いたしました。

○副 議 長 追加日程第1、許可第1号 議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、塩川裕紀君の退場を求めます。

〔塩川裕紀君退場〕

○副 議 長 議会事務局長に辞任願を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 それでは、朗読いたします。令和7年11月10日。南魚沼市議会副議長・中沢一博殿。南魚沼市議会議長・塩川裕紀。辞任願。このたび総務文教委員会委員に選任されましたが、議長という職責上、委員を辞任したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副 議 長 お諮りいたします。本件は申出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○副 議 長 塩川裕紀君の入場を認めます。

〔塩川裕紀君入場〕

○副 議 長 塩川議長と交代のため、暫時休憩といたします。

〔午後2時13分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後2時13分〕

○議 長 追加日程第2、議員の派遣についてを議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。会議規則第167条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

○議 長 追加日程第3、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会

運営委員長から所掌事務について、会議規則第 111 条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中に継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了しました。

○議 長 これをもって、令和 7 年第 3 回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

〔午後 2 時 14 分〕